



## 市老連だより 21

令和 3 年 3 月 26 日

一般社団法人  
大阪市老人福祉施設連盟  
施設長各位

一般社団法人  
大阪市老人福祉施設連盟  
代表理事 後藤静男

### 2021 年度 介護報酬改定 Q&A、第 2 弾を事務連絡 厚労省

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告いたします。

---

厚生労働省は 23 日、「2021 年度(令和 3 年度)介護報酬改定に関する Q&A: Vol.2」(介護保険最新情報 Vol.948)について、各都道府県などに事務連絡を出しました。リハビリテーションマネジメント加算や移行支援加算、新設の安全対策体制加算などについて、44 の問いに答えました。

21 年度改定では、訪問・通所リハビリテーションのリハビリテーションマネジメント加算(I)～(IV)が、加算(A)イ・ロ、加算(B)イ・ロへと見直されました。いずれもリハビリテーション計画の国への提出とフィードバックへの取り組みがある場合は、上位のロを算定できます。Q&A (Vol.2)では、3 月以前にリハビリテーションマネジメント加算(IV)を算定している場合、4 月から加算(A)ロまたは加算(B)ロの算定の開始が可能かとの問いに、(A)(B)のロについては「LIFE」への情報提出を行い、それぞれの要件を満たした月から算定が可能だと答えました。

詳細資料については、下記 URL をご確認ください。

<http://www.a-kaigo.gr.jp/admin/wp/wp-content/uploads/2021/03/vol.948.pdf>